

平成 25 年度事業計画書

1 稽古の実施

目黒区立体育館の一般公開事業として行われている剣道、居合道及び杖道の稽古を、次表のとおり実施する。

| 場所又は団体名 | 種 目 | | 曜 日 | 時 間 | | |
|---------------|-----|----------|-------------------|-------------|-------------|--|
| 目黒区立中央体育館剣道場 | 剣 道 | 子供 剣道 | 月・火 | 17:40～18:40 | | |
| | | | 水・木・土 | 15:40～18:40 | | |
| | | 一般 | 水・土 | 13:00～15:00 | | |
| | | | 月・火・水・木・ 金・土・日 | 平日 | 19:00～21:30 | |
| | | | | 日・祭 | 9:00～12:00 | |
| | 初心者 | 日 | 12:20～14:20 | | | |
| | 居合道 | 一般 | 日 | 14:30～21:30 | | |
| 祭日 | | | 13:00～21:30 | | | |
| 杖 道 | 一般 | 日・祭日 | 17:00～18:30 | | | |
| 目黒区立区民センター体育館 | 剣 道 | 少年 一般 | 木・金 | 17:30～20:30 | | |
| 目黒区立駒場体育館 | 剣 道 | 少年 一般 | 火・土 | 15:40～18:40 | | |
| 目黒区立碑文谷体育館 | 剣 道 | 少年 一般 | 木 | 19:00～21:00 | | |
| | | | 金 | 16:40～18:40 | | |
| 目黒区立八雲体育館 | 剣 道 | 少年 | 水・金 | 15:40～18:40 | | |

注 稽古会は、行事等の都合により中止又は変更することがある。

2 審査会

(1) 級位審査会

剣道級位審査会を次表のとおり実施する。

| 審 査 会 名 | 実 施 年 月 日 | 会 場 |
|-----------|----------------------|--------------|
| 前期剣道級位審査会 | 平成 25 年 7 月 7 日 (日) | 目黒区立八雲体育館競技場 |
| 後期剣道級位審査会 | 平成 26 年 2 月 16 日 (日) | 目黒区立中央体育館競技場 |

(2) 段位審査会

剣道三段以下の段位審査会を次表のとおり実施する。

| 審 査 会 名 | 実 施 年 月 日 | 会 場 |
|-----------|-----------------------|--------------|
| 前期剣道段位審査会 | 平成 25 年 5 月 12 日 (日) | 目黒区立中央体育館競技場 |
| 後期剣道段位審査会 | 平成 25 年 10 月 13 日 (日) | 目黒区立八雲体育館競技場 |

3 講習会等

(1) 審判講習

必要に応じて、日曜日の午前10時30分から12時00分までの1時間30分の間、目黒区立中央体育館剣道場において剣道審判講習を実施する。

(2) 基本技等講習

日曜日及び祭日の午前9時00分から10時00分までの1時間、目黒区立中央体育館剣道場において剣道の基本技等について講習する。

(3) 少年剣道及び指導者講習

少年剣道及びその指導者を対象とした講習会を実施する。

(4) 城南四区剣道講習

一般財団法人東京都剣道連盟主催の城南四区剣道講習会に参加する。

(5) 合宿

剣道技術の向上と会員相互の情報交換及び親睦を図ることを目的として、合宿を実施する。

(6) その他の講習

その他、必要な講習会を適宜実施する。

4 目黒区体育祭剣道大会

目黒区及びNPO目黒体育協会が主催する次表の目黒区体育祭剣道大会を主管し、当該大会を運営する。

| 大会名 | 実施年月日 | 会場 |
|------------------|---------------|------------------|
| 第51回目黒区体育祭春季剣道大会 | 平成25年6月9日(日) | 目黒区立 中央体育館競技場 |
| 第52回目黒区体育祭秋季剣道大会 | 平成25年11月3日(日) | |

5 指導者の派遣

次に掲げる体育館の一般公開事業に指導者を派遣する。

(1) 目黒区立中央体育館(剣道、居合道及び杖道)

(2) 目黒区立区民センター体育館(剣道)

(3) 目黒区立駒場体育館(剣道)

(4) 目黒区立碑文谷体育館(剣道)

(5) 目黒区立八雲体育館(剣道)

6 選手、審判員及び係員の派遣

(1) 城南四区親善剣道大会

目黒区、港区、品川区及び大田区の各剣道連盟で共催している「城南四区親善剣道大会」に選手及び審判員を派遣する。

(2) 各種大会

一般財団法人東京都剣道連盟、一般財団法人全日本剣道連盟等が主催する各種大会に選手、審判員及び係員を派遣する。

(3) 審査会

一般財団法人東京都剣道連盟及び一般財団法人全日本剣道連盟が主催する剣道の段位審査会に審査員を派遣する。

7 資料収集

剣道、居合道及び杖道に係る参考図書等を購入して、会員等の閲覧に供する。

8 普及、啓発及び広報

- (1) 初心者等を対象とした稽古会
剣道人口の増加を図るため、目黒区立中央体育館剣道場において初心者、幼少年等を対象とした稽古会等を実施する。
- (2) 会員募集の広報
定期的に、少年剣道、初心者剣道、一般剣道、居合道、杖道等を紹介する広報記事を目黒区報等に掲載し会員を募集する。
- (3) ホームページの運営
一般財団法人目黒区剣道連盟のホームページの内容の充実を図り、連盟の活動状況等を会員、目黒区民等の多数の関係者に広報する。

9 関係機関、団体等との連絡協調

- (1) 地域の行政機関及び団体
目黒区及びNPO目黒体育協会と緊密な連絡、協調を図る。
- (2) 一般財団法人東京都剣道連盟及び一般財団法人全日本剣道連盟が行う各種行事に参加するとともに、必要な情報交換を行う。
- (3) 城南四区の剣道連盟と必要な情報交換を行うとともに、緊密な連絡、協調を図る。

10 各種会議の開催

- (1) 評議員会
年1回の定時評議員会を開催する。ただし、必要に応じて臨時評議員会を開催する。
- (2) 理事会
年3回の通常理事会を開催する。ただし、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (3) 執行理事会
原則として、執行理事会を毎月1回開催し、事業執行について審議する。
- (4) その他の会議
その他、必要に応じて登録団体会長会議等の各種会議を開催し、円滑な事業運営を図る。

11 その他

その他、目的を達成するために必要な事業を行う。